

広島県学校・家庭・地域連携協力推進事業県費補助金交付要綱

1 趣 旨

県は、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かし、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域コミュニティの活性化を図るため、市町等が行う学校・家庭・地域連携協力推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

2 補助対象事業

この補助金の対象事業は、「広島県学校・家庭・地域連携協力推進事業実施要領」に基づき市町が行う事業のうち、県が補助対象と認める事業とする。

3 交付の対象

この補助金の対象経費及び補助額等は、別表に掲げるとおりとする。

ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別表

補助事業の要件	経費	補助額
<p>1 地域と学校の連携・協働体制構築事業</p> <p>事業を実施するにあたり、実施主体である市町は、次の(1)～(4)を満たすことを要件とする。</p> <p>(1) 市町においてコミュニティ・スクールを導入していること、又は導入に向けた具体的な計画があること。</p> <p>(2) 域内の地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールの総合的な調整を担う者を配置すること。</p> <p>(3) 域内の地域学校協働活動やコミュニティ・スクールの運営方法等を検討する運営委員会を設置すること。</p> <p>(4) 次の①～③の取組のうち、少なくとも1つの事業を実施すること。</p> <p>① 地域と学校の連携・協働のもと「学校における働き方改革」を踏まえた、子供たちが地域全体に見守られ、安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な「地域学校協働活動」</p> <p>② 放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体</p>	<p>報償費、旅費 需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、保険料等）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料とし、各費目の取扱いについては、事業の実施要領に定めるところによる。</p>	<p>補助事業対象経費の2/3</p>

<p>験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する「放課後子供教室」</p> <p>ただし、一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室を実施する場合には、学校区ごとの協議会を設置すること。</p> <p>③ 小・中・高校生等に対して地域の人材やICTの活用等による地域と学校の連携・協働による学習支援を行う「地域未来塾」</p>		
<p>2 地域における家庭教育支援基盤構築事業</p> <p>家庭教育支援チームの組織化を行うとともに、次の(1)～(3)の取組のうち、少なくとも1つの事業を実施すること。</p> <p>なお、補助対象期間は、チームの運営準備段階から、活動を開始して運営が軌道に乗るまでの概ね3年間とする。</p> <p>(1) 推進委員会の設置等</p> <p>(2) 家庭教育支援に関する推進体制の構築</p> <p>(3) 家庭教育支援に関する取組の試験的实施</p>	<p>報償費、旅費 需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、保険料等）、使用料及び賃借料とし、各費目の取扱いについては、事業の実施要領に定めるところによる。</p>	<p>補助事業対象経費の2/3</p>

#### 4 交付の申請

- (1) 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は、広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定めるものとする。
- (2) 規則第3条第1項第4号の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
  - ア 事業実施計画書（様式第2号－1～2）
  - イ 事業実施計算書（様式第3号－0～9）
  - ウ その他教育長が必要と認める書類

#### 5 交付の条件

- (1) 規則第5条第1項の規定により附する条件は、次のとおりとする。
  - ア この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、補助事業内容変更承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて、毎年度12月末までに提出し、教育長の承認を受けること。
  - イ 補助事業となる要件を欠くこととなる場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出し、教育長の承認を受けること。
  - ウ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は速やかに教育長に報告し、その指示を受けること。
- (2) 補助事業内容変更承認申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
  - ア 事業実施計画書（様式第2号－1～2）
  - イ 事業実施計算書（様式第3号－0～9）

## 6 申請の取下げ

規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

## 7 実績報告

(1) 規則第12条の規定による補助事業実績報告書の様式は別記様式第6号のとおりとし、その提出期限は、当該事業の完了した日若しくは当該補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は、補助金の交付の決定があった日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月5日のいずれか早い日までに教育長に提出するものとする。

(2) 規則第12条の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする（ウは概算払を受けた場合のみ添付）。

ア 事業実績報告書（様式第7号-1～2）

イ 事業実績計算書（様式第8号-0～9）

ウ 概算払精算書（様式第9号）

## 8 交付の特例

規則第16条第2項の規定による補助金概算払交付請求書の様式は、別記様式第10号のとおりとし、その提出期限は教育長が別に定めるものとする。

## 9 帳簿等の保存期間

規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月10日から施行する。